## 新旧保険料率比較表

# 後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額(所得×所得割率)

均等割額 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です 所得割額 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です

#### 保険料率が変わりました

平成21年度まで		平成22年度から		
均等割額	38,426 円	均等割額	38,925 円	
所得割率	7.12 %	所得割率	7.18%	

#### 均等割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準 を超えない世帯		軽減 割合	均等割額 H21 年度まで	均等割額 H22 年度から
基礎控除額(330,000円)		8.5割	5,700円	5,800円
	保険者全員の年金収入80万円以下 その他各所得がない	9割	3,800円	3,800円
基礎控除額(330,000円)+245,000円×被保険者の数(世帯主である被保険者を除く)		5割	19,200円	19,400円
基礎控除額(330,000円)+350,000円×被保険者の数		2割	30,700円	31,100円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養 者であった被保険者		9割	3,800円	3,800円

### 所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円~211万円以下)	5割